

鳥取県告示第718号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量 新ジオイド・モデル精度評価）
- 2 作業期間 平成24年10月1日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域 鳥取市、八頭郡智頭町及び日野郡日南町